

# 施設使用料減免規定見直し方針

平成27年 8 月策定

平成27年12月改訂

大津市総務部行政改革推進課

# 「減額・免除」規定の見直し方針策定について

## 1 はじめに

本市の施設使用料については、施設を利用する方としない方との負担の公平性を確保するとともに、使用料の積算根拠を明確にし、透明性を確保する必要があることから、平成23年3月に施設使用料設定基準を策定し、平成26年4月に、同基準に基づく施設使用料の適正化を実施したところである。

また、施設使用料は「受益者負担の原則」の観点から、利用者に等しく負担していただくことが原則であるが、障害者などの社会的弱者への配慮やまちづくりに関連する観光や教育文化、スポーツの振興といった政策的で特例的な措置として、真にやむを得ないものに限定して、施設使用料の全部又は一部を免除することとしてきた。

しかしながら、現状は施設間で減額・免除の対象者となる年齢や減額率等において、ばらつきが見られるため、施設の設置目的や利用者の状況などから、各施設の取扱い状況を確認の上、「減額・免除」規定の見直しの基準となる方針を策定し、見直しを実施する。

## 2 対象施設

この方針に基づき、「減額・免除」の規定を見直す施設は、「施設使用料設定基準」における適正化の対象施設とし、法令等で使用料が定められている施設については対象外とする。

## 3 「減額・免除」規定の概要

各施設を用途等により分類した上で、設置目的や利用者の状況等から、通常料金に対する減額率を設定する。

なお、「個人利用の施設」については利用者区分による料金設定に当たっての減額率を示し、「貸室等の施設」については実施主体や利用目的の区分による減額率を示すものである。さらに、「個人利用の施設」について、実施主体等による減免規定を設定する必要がある場合は、「貸室等の施設」に係る区分と減額率を準用し設定することとする。

ただし、施設の個別事情により考慮が必要な場合は、その内容に応じた区分及び適正な減額率を設定するものとする。

## (1) 個人利用の施設に係る減額率

### ①文化施設・教育施設

利用者区分	減額率
障害者等（市内在住）	免除
高齢者（市内在住65歳以上）	5割減額 <sup>※</sup>
大学生・高校生	2.5割減額
小・中学生	5割減額
就学前の子ども	免除
団体割引	2割減額

※ 青少年育成を主たる目的とする施設においては減額免除しない。

#### 障害者等（市内在住）

文化、芸術活動や生涯学習の参加機会の促進、疾病予防、健康の保持・増進を図り、障害のある人の日常生活の充実に向けて支援を行うという観点から、市内に住所を有する障害者等の使用料を全額免除とする。

なお、障害者等の減免に、介護保険の要支援者・要介護者とその介助者の減免を含めることとする。

#### ●障害者等とは・・・

- ・身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・滋賀県療育手帳制度実施要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ・介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者及び同条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ・これらの者を介護・介助する者(これらの者1人につき1人に限る。)

#### 高齢者（市内在住65歳以上）

文化・教育施設は、高齢者の健康保持・増進を図る場であるとともに、高齢者のライフスタイルやニーズに応じた教養、文化活動の場、豊かな余暇の活動の場として利用されている。

年々、施設の老朽化は進み、その維持管理費の増加が見込まれる中、超高齢社会において今後も早いスピードで高齢者人口が増加し、高齢者の利用は増加していくものと推測される。

このような状況を踏まえ、高齢者に対する減額の必要性は認めるものの、一定の負担を求めることとし、市内に住所を有する高齢者について、5割減額とする。

ただし、青少年育成を主たる目的とする施設においては減額免除しない。

### 大学生・高校生、小・中学生、就学前の子ども

未来を担う子どもたちに、歴史、文化、芸術、科学、自然に親しむ機会を多く提供し、それらに対する興味や関心を持って、知識、理解を深めてもらうことは、健全育成の面はもちろん、将来、各分野で活躍し、大津市を含めた社会を支える人の創出につながるものと考えられる。

したがって、各施設における対象年齢等を考慮しながら、減免規定を設定することとし、その減額率は原則として、小・中学生は5割、また、大学生・高校生にも本市に関連した教養を深めてもらう場合にあっては、2.5割の減額とする。

就学前の子どもに関しては、各施設で提供する内容等により自らの意志で入館するのではなく、多くの場合、家族と一緒に行動する必要があるために入館していると考えられることから、全額免除とする。

### 団体割引

団体利用において、窓口における事務の効率化とスムーズな入館及び入館者数の増加に向けた利用促進の観点から、2割の減額とする。

## ②スポーツ運動施設

利用者区分 (個人利用)	減 額 率		
	各施設	プール	温水プール
障害者等	5割減額	3.3割減額	5割減額
高齢者(65歳以上)	//	//	//
高校生	//	—	3.3割減額
小・中学生	//	3.3割減額	5割減額
就学前の子ども	//	//	//

### 障害者等、高齢者(65歳以上)、高校生、小・中学生、就学前の子ども

スポーツ関連の各施設の個人利用について、それぞれ、体力向上や練習のための使用として、個人の状況と目的に合わせた利用により、一定程度の受益が見込めると考えられることから全額免除とはせず、健康維持・増進、健全育成、福祉の観点、利用の促進を総合的に勘案し、5割の減額とする。

プールについては、およそ7月中旬から8月末までの限られた期間の利用であり、余暇の遊びとしての要素も含まれることから減額の率を縮小し、3.3割減額、また、高校生は一般料金と同額とする。

温水プールについては、一般料金がプールの料金より高く設定されており、年間を通じた利用における負担の平準化を図るため、減額率をプールより大きくし、5割とする。また、高校生については、3.3割の減額とする。

スポーツ運動施設のうち、宿泊施設及び複合的な施設等については、後述の「④その他施設」に含め、特に配慮を要するもののみ、減額率を設定するものとする。

### ③観光施設

利用者区分	減 額 率
障害者等（市内在住）	免除
高齢者（市内在住65歳以上）	3.3割減額
小学生	5割減額
就学前の子ども	免除
団体割引	2割減額

#### 障害者等（市内在住）

身近な観光施設を訪れることを通じて、社会参加の促進、身体機能の回復や健康の保持・増進を図り、障害のある人の日常生活の充実に向けて支援を行うという観点から、市内に住所を有する人に限定して全額免除とする。

#### 高齢者（市内在住65歳以上）

健康維持・増進、また、教養を深め、豊かな余暇の活動につながるように減額の必要性はあるが、観光としての楽しさの享受と減免の必要度とを勘案し、市内に住所を有する人に限定し、3.3割の減額とする。

#### 小学生

観光施設の見学、その道中の景観等を通じて、歴史や文化、自然を感じ、大津市への興味や理解を深めてもらうため、また、家族での利用を促進するという観点から、小学生について5割の減額とする。

### 就学前の子ども

就学前の子どもに関しては、各施設の景観のすばらしさや歴史的な重要度等により自らの意志で入館するのではなく、多くの場合、家族と一緒に行動する必要があるために入館していると考えられることから、全額免除とする。

### 団体割引

団体利用において、窓口における事務の効率化とスムーズな入館及び入館者数の増加に向けた利用促進の観点から、2割の減額とする。

#### ④上記以外の施設

小・中学生の利用等、特に配慮を要するもの以外、原則、減免規定の設定はしない。

## (2) 貸室等の施設に係る減額率

### ①各施設共通 (②スポーツ運動施設を除く。)

実施主体等による区分	減額率
本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業に使用する場合	免除
公共的な団体等が主催又は共催する施設の設置目的に応じた事業であつて、公益に資すると認められるものに使用する場合	免除
施設の設置目的等を勘案して特別の事由があると認められる場合	免除又は5割減額

### 本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業に使用する場合

市が主催又は共催する事業の円滑な実施に向けて、また、事務処理の効率性を踏まえ免除とする。

共催は、市とともに主催団体となつて、共同で一つの事業を運営する場合とし、各施設において、そのことを市の事業担当所属が作成した書類等にて確認することとする。

なお、教育施設においては、市内小中、幼稚園、保育園、児童クラブ等が実施する事業に利用する場合、健全な育成や効果的な学習に向けて、各機関が教育的な目的をもって職員の引率により実施するものとして、当該減免項目に加えて免除とする。

## **公共的な団体等が主催又は共催する施設の設置目的に応じた事業であって、公益に資すると認められるものに使用する場合**

公共的な団体等の主催又は共催による公益と認められる事業については、施設の設置目的に照らして、利用の促進が望まれる団体、市民の利益となる活動、それらの判断基準や具体例を各施設において示すものとする。

ただし、利用者だけのための趣味やレクリエーションの活動に対して、減免することは適切ではなく、真に公益性を有するもののみ、減免の対象とする。

福祉施設においては、施設が認める福祉団体等が福祉関連事業に使用する場合、福祉活動のさらなる活性化を図るために免除とする。

本市又は本市の執行機関の後援事業については、主催又は共催による事業において減免することとの均衡を図るため、後援する事業であることのみを理由とする減免はしないものとする。市又は市の執行機関の後援は、公益に資すると認められる場合に市又は市の執行機関の名義使用を許可しているものであるため、後援する事業の施設使用料については、施設の設置目的に合致すると認められる場合に減免の対象とする。

なお、当該減免項目に替えて、「公益上の目的のために使用する場合」を減免項目とする場合も、単に、「国、県、他都市の事業」であることを理由に減免することなく、減免しないことにより、市民の不利益や本市の施策の停滞につながると考えられる場合に限り、市が協力すべき事業として、共催と同じ扱い(免除)とする。

## **施設の設置目的等を勘案して特別の事由があると認められる場合**

その内容の妥当性を示した上で、必要な範囲で減額率を設定する。なお、明瞭な減額率の設定として、免除又は5割減額を原則とする。

## ②スポーツ運動施設

利用者区分	減額率
障害者等が使用する場合	5割減額
高齢者（65歳以上）が使用する場合	//
小中学、高校の生徒、就学前の子どもが使用する場合	//

（利用者区分の減額を反映後）

実施主体等による区分	減額率
本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業に使用する場合	3割減額
上記のうち、次の者を対象とする事業 ・市内の就学前の子ども、学校の生徒・市内の障害者・65歳以上の市民	5割減額
公共的な団体等が主催又は共催する施設の設置目的に応じた事業であつて、公益に資すると認められるものに使用する場合	3割減額
障害者団体が申請し、個人が使用する場合	5割減額
施設の設置目的等を勘案して特別の事由があると認められる場合	免除又は5割減額

**障害者等が使用する場合、高齢者（65歳以上）が使用する場合、小中学、高校の生徒、就学前の子どもが使用する場合**

個人利用の減額率と同様に、5割の減額とする。

**本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業に使用する場合**

市民主体による利用の促進を図るため、市又は市の執行機関の主催であっても、免除することなく、3割の減額とする。この内、**市内の就学前の子ども、学校の生徒・市内の障害者・65歳以上の市民を対象とする事業**については、子どもの健全育成、社会的な弱者への配慮、生きがいや居場所づくりとしての施策の推進のため、5割の減額とする。共催についても、主催と同様に扱うこととする。

**障害者団体が申請し、個人が使用する場合**

障害者団体の事業による障害者福祉の増進に向けて、5割減額する。

その他の区分ごとの減額の理由等は前述のとおり



### (3) 留意・検討事項

- 減免取扱いの手引書等の整備  
減免の取扱いについて、対象となる場合を例示するなど、手引書等を各施設の窓口において整備することとする。
- 類似施設間における減額率設定の調整  
目的が同一である施設などにおいて、均衡を考慮して設定するものとする。
- 見直した場合の減免適用による影響の考慮  
新たな減免規定の設定により、施設の適切な利用が妨げられる可能性がある場合や、現行の減免規定の適用が、施策の推進に当たり、効果的な作用を果たしている場合など、減免規定を見直した場合に想定される状況を考慮して、必要な見直しを進める。
- 激変緩和措置の検討  
利用者にとって、大幅な負担の増加が生じることを避けるため、減額率の設定においても、当初2年間は25%、その後は、50%を負担増の限度とするなど、負担の増加額を勘案しつつ、必要に応じて激変緩和の措置を講じることとする。
- 指定管理者制度導入施設の見直し時期  
基準費用に減免分を見込んでいる指定管理者制度導入施設においては、指定期間の終了に合わせて見直しを実施する。
- 各施設における利用申請可能時期と見直し反映の施行日との関係の確認  
施設の利用の申請ができる期間、必要な周知期間等を確認の上、施行日を適切な期日に設定する。

# 施設の分類

## ●個人利用の施設

No.	ページ	分類			
1	P2	文化施設	長等創作展示館		
		教育施設	歴史博物館	科学館	葛川少年自然の家
2	P3	スポーツ運動施設	公園運動施設(陸上競技場、トレーニング室、弓道場、プール等)		
			市民プール	(スポーツハウスリハビリ大石 と 比良げんき村 はその他扱い)	
3	P4	観光施設	旧竹林院	公人屋敷	比良とびあ

4	P5	その他	公園施設	柳が崎湖畔公園庭園
			保健施設	明日都トレーニングルーム
			勤労者施設	勤労福祉センター
			その他	自転車駐車場

～平成28年4月から適用予定～  
減免規定見直し検討対象施設

指定管理者  
制度導入施設

直営施設

上記以外は、平成29年度以降に適用する減免規定について、利用料金とともに見直しを行う指定管理者制度導入施設

## ●貸室等の施設

1-1	P5	各施設(スポーツ運動施設を除く)	生涯学習施設	生涯学習センター	北部地域文化センター	和邇文化センター			
1-2			公民館・コミュニティ施設	公民館 大津公民館	市民活動センター	木戸コミュニティセンター	滋賀里コミュニティセンター	ふれあいセンター	
1-3			文化施設	市民会館	スカイプラザ浜大津	伝統芸能会館	市民文化会館	長等創作展示館	仰木太鼓会館
1-4			公園施設	びわ湖大津館	緑のふれあいセンター				
1-5			福祉施設	ふれあいプラザ	子育て総合支援センター				
1-6			環境施設	リサイクルセンター木戸	伊香立環境交流館				
1-7			産業振興施設	まちなか交流館					
1-8			勤労者施設	勤労福祉センター					
1-9			観光施設	旧竹林院	曳山展示館	比良とびあ			
1-10			教育施設	歴史博物館					
1-11			その他	男女共同参画センター	森林キャンプ村	旧大津公会堂			

2	P7	スポーツ運動施設	市民体育館	市民格技場	市民運動場	大谷乗馬場	比良げんき村
			公園運動施設(体育館、グラウンド、野球場、プール等)				スポーツハウスリハビリ大石